

※この法令は廃止されています。

## 平成二十九年個人情報保護委員会規則第二号

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)第二条第八項、第四十四条の四、第四十四条の五、第四十条の七、第四十四条の九、第四十四条の十、第四十四条の十一、第四十四条の十二及び第四十五条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第四章の二の規定による独立行政法人等非識別加工情報の提供に関する規則を次のように定める。

### (定義)

この規則において使用する用語は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)において使用する用語の例による。

### (他の情報から除かれる情報)

法第二条第八項の個人情報保護委員会規則で定める情報は、一部を含む個人情報(同項で規定する個人情報をいう。)とする。

### (提案の募集の方針)

法第四十四条の四の規定による提案の募集は、毎年度一回以上、当該募集の開始の日から三十日以上の期間を定めて、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

提案の募集に関し必要な事項は、あらかじめ公示するものとする。

### (提案の方法等)

法第四十四条の五第一項の提案は、別記様式第一により行うものとする。

代理人によって前項の提案をする場合にあっては、別記様式第一に当該代理人の権限を証する書面を添えて行うものとする。

法第四十四条の五第二項第八号の個人情報保護委員会規則で定める事項は、提案に係る独立行政法人等非識別加工情報に関する希望する提供の方法とする。

法第四十四条の五第三項の個人情報保護委員会規則で定める書類は、次のとおりとする。

提案をする者が個人である場合にあっては、その氏名及び住所又は居所と同一の氏名

及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第七条第一項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類の写しであって、当該提案をする者が本人であることを確認するに足りるものとする。

提案をする者が法人その他の団体である場合にあっては、その名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名と同一の名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに氏名が記載されている登記事項証明書又は印鑑登録証明書で提案の日前六月以内に作成されたものその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、その者が本人であることを確認するに足りるものとされる。

提案をする者が法人その他の団体である場合は、当該提案をする者が本人であることを確認するため独立行政法人等が適当と認める

書類

前各号に掲げる書類のほか、独立行政法人等が必要と認める書類

前項の規定は、代理人によって第四条第一項の提案をする場合に準用する。この場合において、前項第一号から第三号までの規定中「提案をする者」とあるのは「代理人」と読み替えるものとする。

(審査結果の通知方法及び通知事項)

法第四十四条の七第一項第七号の個人情報保護委員会規則で定める基準は、独立行政法人等が提案に係る独立行政法人等非識別加工情報を作成する場合に当該独立行政法人等の事務の遂行に著しい支障を及ぼさないものであることをとする。

(審査結果の通知方法及び通知事項)

法第四十四条の七第二項による通知書は、次に掲げる書類を添えて別記様式第三の通知書により行うものとする。

一 別記様式第四(法第四十四条の十二第二項で準用する場合を含む。)により作成した法第四十四条の九の規定による独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結の申込みに関する書類

二 前号の契約の締結に関する書類

三 法第四十四条の七第二項第二号の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

一 納付すべき手数料の額

二 手数料の納付方法

三 手数料の納付期限

四 独立行政法人等非識別加工情報の提供の方法

五 法第四十四条の五第三項第一号の書面は、別記様式第二(法第四十四条の十二第二項で準用する場合を含む。)によるものとする。

独立行政法人等は、法第四十四条の五第二項の規定により提出された書面又は同条第三項の規定により添付された書類に不備があり、又はこれらに記載すべき事項の記載が不十分であると認めるときは、同条第一項の提案をした者又は代理人に対して、説明を求め、又は当該書面若しくは書類の訂正を求めることができる。

(心身の故障により独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うことができない者)

(独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結)

法第四十四条の九の規定による独立行政法人等非識別加工情報の利用に関する契約の締結は、前条第一項の書類を提出することにより行うものとする。

害により独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことのできない者とする。

(提案に係る独立行政法人等非識別加工情報の本人の数)

法第四十四条の七第一項第二号の個人情報保護委員会規則で定める期間は、次のとおりとする。

一 保有個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること(当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

二 保有個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

三 保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報とを連絡する符号(現に記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

四 特異な記述等を削除すること(当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。)

五 前各号に掲げる措置のほか、保有個人情報に含まれる記述等と当該保有個人情報を含む個人情報ファイルを構成する他の保有個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報ファイルの性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること

(独立行政法人等非識別加工情報の個人情報ファイル簿に記載する事項)

一 第十二条 法第四十四条の十一第一号の個人情報保護委員会規則で定める事項は、独立行政法人等非識別加工情報の個人情報等非識別加工情報の本人の数及び独立行政法人等非識別加工情報に含まれる情報の項目とす

(準用)

法第四十四条の十一第一号を除く。)、第四条の二、第六条、第八条(同条第一項第一号を除く。)及び第九条の規定は、法第四十四条の二第一項の提案をする場合について準用する。

この場合において、第四条第一項及び第二項中「別記様式第一」とあるのは「別記様式第六」

別記様式第一（第4条第6項関係）

第十三条 法第四十四条の十五第一項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 独立行政法人等非識別加工情報等の安全確保の措置の基準

二 独立行政法人等非識別加工情報等の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従つて独立行政法人等非識別加工情報等を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること

三 独立行政法人等非識別加工情報等を取り扱う正当な権限を有しない者による独立行政法人等非識別加工情報等の取扱いを防止するために必要な措置を講ずること

附 則（令和元年九月一〇日個人情報保護委員会規則第二号）

この規則は、行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第五十一号）の施行の日から施行する。

附 則（令和元年九月一〇日個人情報保護委員会規則第三号）

この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和二年一二月九日個人情報保護委員会規則第三号）

この規則は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日（令和元年九月十四日）から施行する。

附 則（令和二年一二月九日個人情報保護委員会規則第三号）

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第一（第4条第1項関係）

と、第八条第一項中「別記様式第三」とあるのは「別記様式第七」と、第八条第三項中「別記様式第五」とあるのは「別記様式第八」と読み替えるものとする。

（独立行政法人等非識別加工情報等の安全確保の措置の基準）

第十三条 法第四十四条の十五第一項の個人情報保護委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 独立行政法人等非識別加工情報等を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること

二 独立行政法人等非識別加工情報等の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従つて独立行政法人等非識別加工情報等を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること

三 独立行政法人等非識別加工情報等を取り扱う正当な権限を有しない者による独立行政法人等非識別加工情報等の取扱いを防止するために必要な措置を講ずること

## 別記様式第一（第4条第6項関係）

## 別記様式第三（第8条第1項関係）

## 別記様式第四（第8条第1項第1号関係）

別記様式第二（第4条第6項関係）

契約書

年 月 日

（独立行政法人等） 備

（ふりがな）  
名（法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

第44条の3第3項  
独立行政法人等の保有する個人情報を保護に関する法律（以下「本規則」といいます。）に基づいて、本規則第44条の3第3項の規定により、同法第44条の6各号に該当しないことを誓します。

記載要項  
1. 本契約文は、押印すること。  
2. 取扱者は、監査役、執行役、審議執行役員、監査役、専務及び監査文はこれらに相当する者（及びその役員）が、同法第44条の6各号に該当しないことを誓します。

別記様式第三（第8条第1項関係）

契約書

年 月 日

（消費者） 備

（独立行政法人等） 備

年 月 日付で独立行政法人等非識別加工情報等に関する事務に関する規則（以下「本規則」といいます。）に基づいて、本規則第44条の3第3項の規定により、同法第44条の6各号に該当しないことを誓します。

記載要項  
1. 別紙の範囲（別紙第一）の範囲で独立行政法人等非識別加工情報等に関する規則に該当しないことを誓します。

2. 取扱者は、監査役、執行役、審議執行役員、監査役、専務及び監査文はこれらに相当する者（及びその役員）が、同法第44条の6各号に該当しないことを誓します。

3. 用紙の大きさは、日本通常規格A4とすること。

注 用紙の大きさは、日本通常規格A4とすること。

別記様式第四（第8条第1項第1号関係）

別記様式第四（第8条第1項第1号関係）の申込書

年 月 日

（独立行政法人等） 備

（ふりがな）  
名（法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

（よりがな）  
名（法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

年 月 日付で、第44条の3第3項の規定により、同法第44条の6各号に該当しないことを誓します。

記載要項  
1. 本契約文は、押印すること。  
2. 取扱者は、監査役、執行役、審議執行役員、監査役、専務及び監査文はこれらに相当する者（及びその役員）が、同法第44条の3第3項の規定により、同法第44条の6各号に該当しないことを誓します。

3. 用紙の大きさは、日本通常規格A4とすること。

別記様式第六（第12条において読み替えて準用する第4条第1項関係）

245枚合集二（第六至第八輯）

第 二 年

審查結果通知書

(授業者) 横

独立行政法人等 用

年 月 日付け「独立行政法人等非識別加工情報その用に供して行う事業に関する対象者」について、以下の理由に上り、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の第1項各号の基準に適合しないと認めるので、同条第9項の規定により通知します。

(提案が独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の7第1項各号に掲げる基準に適合しないと認める理由)

記載要領

- 「審査が独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第 44 条の第 7 項各号に掲げる基準に適合しないと認める理由」は、適合しないと認める該当基準及びその対応内容をできる限り具体的に記載すること。
- 用紙の大きさは、日本企業規格 A4 とすること。

様式第六（第12条において読み替えて使用する第4条第1項関係）

成された独立行政法人等井識別加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書

年 月 日

独立行政法人等) 段

郵便番号  
(ふりがな)  
住所又は居所(法人その他の団体にあっては、本店又は  
主たる事務所の所在地を記載すること。)  
(ふりがな)  
氏名(法人その他の団体にあっては、名称及び  
代表者の氏名を記載すること。)

立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する  
第44条の12第1項前段の規定

り、以下のとおり作成された独立行政法人等非識別加工情報をその用に供して行う事又は事業の変更》に関する提案をします。

・提案に係る独立行政法人等非識別加工情報を特定するに足りる事項

- ・既行政法人等非識別加工情報の利用
  - 1) 利用の目的
  - 2) 利用の方法
  - 3) 利用に供する事業の内容

3. 次の(1)の正候行政法人等が別途加工情報の提供  
4. 独立行政法人等が別途加工情報の提供の方法  
(1) 提供機体 □ CD-R □ DVD-R

記載要領  
1. 不要な文字は、抹消すること。

2. 「誰もが社会に貢献する人材育成と就労支援等を行うことにより、(1)社会の発展に貢献する人材を育成する。(2)就労困難な人材の就労支援を行う。」

3. 「(1)就労行動能力等の基礎知識の開拓には、(1)から(4)までの具体的に実践すること。(2)、(4)の「自己実現」の達成に伴う向上によっては、事業の目的、内容及び方法等で必要な就労行動能力の開拓を図ることを含むことを必要とする範囲に限る。」

4. 「(1)就労行動能力等の基礎知識の開拓には、(1)から(4)までの具体的に実践すること。(2)、(4)の「自己実現」の達成に伴う向上によっては、事業の目的、内容及び方法等で必要な就労行動能力の開拓を図ることを含むことを必要とする範囲に限る。」

5. 「(1)就労行動能力等の基礎知識の開拓の方法の方針」には、該款の「ローテータス」に「」マークを入ることを(法規第 44 条の 12 第 1 項後段の要件を認める。)

様式第七（第12条において読み替えて準用する第8条第1項関係）

香港日報通

提出者様  
後立行政法人等印  
年月日付け「作成された後立行政法人等非識別加工情報をその間に供し

第44条の12項2項で準用する第44条の7第1項第1号及び第4号から第7号までに記載に合致すると認めるので、同項第2項の規定により、以下の事項を通知します。

項目各号に掲げる書類を 年 月 日 (必  
手数料  
1) 納付すべき手数料の額

### 3) 手数料

### 用紙の大

別記様式第八（第12条において読み替えて準用する第8条第3項関係）

別記様式第八（第12条において読み替えて使用する第8条第3項関係）

第 二 年

審查結果通知書

(被審者) 4

独立行政法人等

年月日付け「作成された独立行政法人等弁償別加工機器をその用に供して行う事業に関する提案書」について、以下の理由により、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の12第2項で規定する第44条の7第1項第1号の基準に適合しないと認めるので、同条第3項の規定により通知します。

(提案が独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の12第2項では、国小法第44条の7第1項第1号及び第4号小小原で規定する基準に適合する)を添付する。

める理由)

記載要領

- 「検察が独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第44条の第4項で規定する第44条の第7項第1号及び第4号から第7号までに掲げる基準に適合しないと認める理由は、適合しないと認める該当基準及びその判定内容をできる限り具体的に記載すること。」
2. 局面の大きさは、日本基準規格A4とすること。